

## 総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会（第22回） 議事録

1. 日 時：17年2月18日（金）13：00～15：00

2. 場 所：中央合同庁舎4号館 4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

【委 員】阿部博之会長、柘植綾夫議員、松本和子議員、  
秋元浩委員、荒井寿光委員、飯田昭夫委員、稲蔭正彦委員、  
澤井敬史委員、竹岡八重子委員、平田正委員、本田圭子委員、  
三原秀子委員、森下竜一委員、横山浩委員

【総 務 省】白江久純技術政策課技術企画調整官

【文部科学省】根本光宏研究環境・産業連携課長、  
長谷川和弘専門教育課専門職大学院室長

【厚生労働省】高山昌也厚生科学課研究企画官

【農林水産省】牧元幸司先端産業技術研究課長

【経済産業省】中西宏典大学連携推進課長

【特 許 庁】新井正男技術調査課長

【事 務 局】塩沢審議官、清水審議官、扇谷参事官

会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから知的財産戦略専門調査会を開催いたします。本日は、2つの議題について御審議をいただきたいと考えております。

最初に、前回欠席された委員等の紹介を事務局からお願いします。

事務局 （松本議員、関係各省の紹介）

会長 それでは、資料確認をしてください。

事務局 （資料の確認）

会長 それでは、議事に入ることにいたします。議題1は、「科学技術政策における今後の知的財産戦略のあり方について」です。まず事務局から簡単に説明をしてください。

事務局 （資料1に沿って説明）

会長 どなたでも結構でございますので、挙手をいただければと思います。どこからでも結構です。

委員 今日の資料1の10番目の「知的財産学の確立」というところですが、私は日本弁理士会に所属し、知的財産支援センターの副センター長を仰せつかって全国のいろいろな大学を回っております。また、名古屋では公設研究所とかあいちベンチャーハウス、それから大学知財本部でも知財に関与しています。そのような経験から、いわゆる法律論としての知的財産法ではなくて、やはり経済と、それから情報学あるいは工学、これを全部包含したような学問体系をつくらないと、ちぐはぐになってしまうということをとて感じるようになりました。

ちなみに、私は法学部と理工学部の両方の出身なのですが、理工系人の場合ですと、どうしても、技術と法律を結び付けようとする理論体系化を行います。MOTにおいても経済と法律と理工をどうやって結び付けようとしているのかが少しわかりにくいところがあります。そこをもっとクリアにするためには、やはり一元化した学問体系をつくっていただいた方がいいかという感じがします。

日本弁理士会では、常々、知的財産に関する一貫関与ということをしております。弁理士の考え方としては法律論よりはそれ以外の要素を含めた全体的なものに関与していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

委員 前回も少し発言をさせていただいたことですが、この中ではデジタルコンテンツで多分唯一のメンバーだと思いますので、また今日もデジタルコンテンツという軸でお話をしたいと思います。

前回申し上げたように、デジタルコンテンツというものは多くの場合、まだ知的財産という戦略の一部に余りみなされていない。まず第1にこういうペーパーにおいてデジタルコンテンツも我が国にとって非常に重要な知的財産の一つの要素であるということを謳っていただく。2つ目に、その上でそれに伴って新しいビジネスがこれからどんどん創出されるということの期待を込めて、それを支援するための著作権法を含むさまざまなフレームワークの整備に関する活動が重要であるということも、もし可能であれば述べていただきたいと思えます。

3つ目として、次の時代のコンテンツはただ単純に美術大学的な美的センスがあればいいというものではなく、科学技術、特に先端のIT技術を組み合わせた新しいタイプの感性と技術の融合型のものになっていくと考えております。したがって、そのための教育というものが、今は理系・文系のように完全に二分化されておりますが、そういった形では教育、それも新しい人材教育ができないということで、是非その感性と技術の融合を教育の中でも推進するというメッセージを盛り込んでいただければ幸いです。以上です。

会長 ありがとうございます。少し考えてみたいと思えます。ほかの方、どうぞ。

委員 3点ほど述べさせていただきたいと思います。

まず1番目に、4ページにある「知的財産の保護強化」の最後の段落のところの一部継続出願制度の導入等が記載されていまして、この制度を改善すべき余地があるのではないかとこのところは確かに一考に値すると思います。しかし本当に早期権利化とか、第三者から見た場合の将来の特許権が問題になるかどうか、権利の安定性などをいろいろ考えた場合、ただ一部継続出願制度を導入するとか簡単には結論は出てこないのではないかとこのように、慎重に取り組むべきではないかと考えます。

あと2点は、ここに書かれている内容に極めて賛成というか、補強するという程度のものであるのですが、情報システムが非常に大切になるというのは大学も同じだと思うので、いいシステムが出てきて、相互に共通で利用できるようなになればどんなに効率的だろうと思います。

それから、2ページ目の(2)のところですが、交流が本当にうまくいくような枠組みを考えていただければということを重ねてお願いしたいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。一部継続出願制度について、少し違う御意見の方はいらっしゃいますか。

委員 ベンチャーの側から言いますと、現在の日本の特許制度というのは非常に大企業に有利な制度になっていて、力のない者は非常に弱い制度なのではないか。この辺りは大企業の方は御異論もあるかと思いますが、やはり大学やベンチャーにもう少し目配りをした制度を導入してほしい。アメリカが強いというのは、そういった制度がある意味でバランスがとれているのではないかと考えております。そういった観点からいけば慎重に議論するという点に反論はありませんが、是非前向きな議論をしていただければと思います。

もう一点はここに書いてある内容は全体として賛成なのですが、是非実効性があるといい。これは前回来言っておりますが、ここで決まったことがなかなか大学の現場に波及してこない。制度はできたものの知っている人がいなかったり、肝心の知財本部が余り把握していなかったり、実際にやり方がわからないといったような点で、結局のところ、国で決められた、あるいはその方向性が出たことが現場では全く行われていないケースが非常に多い。この辺りは、独法化したのでなかなか国から言えないという御議論はよくわかるのですが、単にそういった事例集をつくって配るというだけでは済まないような問題になりつつあるのではないかと。もう少し実効性を伴った目配りを是非お願いしたいと思います。

最後に、先ほどもお話がありました知的財産学はこれから非常に重要になってくるのではないかと。知財関係は基本的に余り学問的だと思われていなくて、学問の場である大学の中で非常に扱いが悪いというか、変わったことをしているという目で見られているのです。そういう意味では、こういう学問が存在しているということから認識していただいて、も

う少し学問的統計をつくる中でむしろ大学の中での発言権も増えてくることが期待できますので、この辺りは是非充実をお願いしたいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。一時継続出願については今のお2人の御意見を両方とも配慮する必要があると思いますけれども、またほかの委員で御発言があったときに加えていきたいと思いますが、どなたでも結構です。

委員 3ページの4のライフサイエンス分野特有の問題でございますが、確かに知的財産権という法的な体系としては一元的なもの、包括的なものであるべきでしょうが、やはりこの技術、それから産業の特有性というのは存在するわけです。ですから、本当の意味での知的財産権というものは、そういう新しい技術開発を促進による新産業の創出、更に競争力ということ考えた場合、現実的なものに則したものであるべきだろうと思います。ここに書いてあるようにライフサイエンス分野、バイオテクノロジー分野は、研究の段階から開発、事業化までのインキュベーションの時間が非常に長い特異な分野です。そういうことで、権利保護面で他の分野と必ずしも整合しない部分があってもよろしいのではないかということで、すでにいろいろな事例がございます。

例えば先般、医療技術の特許保護を考える専門調査会でも出てきましたが、アメリカでは医師の免責問題にしてもバイオテクノロジー分野を例外事項に設けているとか、我が国でも特許期間の延長において医薬、農薬については特例が考慮されており、いろいろな面で既に事例があるわけです。

また、大学なども恐らくそうだと思うのですが、やはり企業と違う特有な問題があるわけです。そういう意味で、それぞれの分野に特有の知的財産権の制度設計というものがあってよろしいのではないかということで、付け加えました。

会長 全くそのとおりだと思います。

委員 前は69条1項の問題に絞って申し上げまして、今回の中長期的課題の中では1の(1)それから6の大学の研究が円滑に進むようにという中に取り入れていただいているかと理解いたしましたので、今日はその話はやめてほかの話をしたいと思います。

2の大学の属性に配慮した知財管理体制というところで、特に2の(2)あるいは(3)の辺りなのですが、実際に私は大学などで顧問弁護士とかをやって感じるのは、体制の問題もさることながら特に知財の分野は人材に依拠するところがすごく大きい。

それで、企業の中にいた方が大学などにどんどん入っていただいて、例えば知財本部などで仕事をしていただくということはとても大事であります。そういう方がどんどん大学に入っていただきますと、例えばネゴシエーションということがわかっていらっしゃる方とか、ライセンスと言ってもいろいろなやり方があるということを知っていらっしゃる

方、あるいは企業の行動といいますか、企業側にとってここは譲れないというところもわかっていらっしゃる方とかに入っていただきますと、いろいろなことが円滑に進むだろうと思っております。ですから、(2)のところは特に民間のリソース、これから特に団塊の世代がどんどん退職するときに、その人たちは非常に大事な人材ですから、大学でもその方々の知恵を活用することがあるともっといいのではないかと、そのための予算確保が大事だと思います。

それから9番ですが、以前から中部地域、名古屋などは大企業を含めた地元の企業と大学とか公設試とかがとてもよく連携をしていたということで非常に地域的に強い地域があるわけです。それで、共同研究は大事なのですが、その共同研究が終わった後にそれを開発に結び付けていくときに、大学のシーズと実際の製品の間にはすごい距離がある。このところをお世話するというか、メンテナンスするというか、指導をするという、いわゆる技術指導の分野ですね。これは引き続き本当に大事な分野でしょう。

地味ですが、企業にとっては大事な分野で、これを大学や公的研究機関の一つの役割としてちゃんと位置付けていただきたい。これを例えば本来の業務ではなく兼業としてやりなさいとかという形になりますと、今まで本来の業務として技術指導をやっていた方が兼業にせざるを得なくなり、非常に兼業の時間が多くなる。そうすると、今度は利益相反マネジメント上どうなのだろうと、変な議論をしなければいけなくなってしまいます。やはり地味ですが、実際の企業の開発に結び付けていく技術指導ももう少し大事ということで位置付けていただければと思います。

委員 知的財産制度の状況によりまして、研究開発の成果や実用化に大きな差が出ると思います。研究者にインセンティブを与えて実用化を促す知的財産制度をつくる必要だと思いますので、科学技術政策ときちんとリンクづけがなされることが望ましいと思います。現在の第2期の計画では6ページ、7ページにございますように、知的財産の問題についてはいろいろなところ書いてあるわけですが、是非第3期計画においては総合的にまとめていただいて、独立した章をつくっていただきたいと思っております。以上です。

会長 根幹のところですね。

委員 全般的に言いますと、これは大学の検討課題の方が多いのでしょうか。大学でシーズが見つかり、製薬の場合だったら非常に長い研究開発をして製品化をする。その間に知財というものが活用されるわけですから、どうしても最終的に産業化というところを踏まえたような形でやらないといけないのではないかと。非常に基本的な発明で、ただノーベル賞級のものをぼんと出しても産業と結び付かない。そうであれば、いろいろなところで場合によっては産業の構造が違いますから、その辺を踏まえた上で大学の方の施策をまず考えていただきたい。

同時に中長期的な課題と書いていますが、4のライフサイエンスはむしろまさに既に起こっている喫緊の課題ではないか。ヨーロッパでもいろいろな動きが出て不協和音も聞かれるような状況ですから、中長期というよりもこれはまさに問題が現在起こっている課題ではないかと考えます。

それから、一部継続出願につきましては確かに大企業で有利ですが、これを米国と同様にやるということは私ども大企業としては逆に言うとは反対ではないです。でも、米国の制度を一般的に考えたらなぜこれがあるかという、先発主義でコンセプトで出せるから、その後にCIPが出てくるわけです。しかし、ヨーロッパは違うと思います。そういうことで、単にある一面だけ見て米国と同じにやったらいいかどうか。私どものエゴから言うと大企業は賛成だが、そうではなくて全体を考えたときにどうするかということが一つの大きな問題ではないかと思っております。

それから、7に「国際標準化活動の支援」とあります。確かに国の研究開発プロジェクト等において、標準化は公益性を考えたら非常に大事かと思いますが、ライフサイエンス分野では、世界で企業において国際標準ということは実際には言われておりません。アメリカでもヨーロッパでも言われておりません。日本の場合でも前回、技術標準という考え方をしておりますので、この辺の誤解があると非常に難しい問題も起こってくるのではないかという気がいたします。以上でございます。

会長 ありがとうございます。中長期的課題について、幾つか重要な御指摘をいただきましたが、事務局からも話がありましたように、1つは第3期基本計画に向けてということがあります。

ところが、第3期基本計画は平成18年度からスタートしますので、あと1年ちょっとです。国の予算要求から見ると、17年度は間もなく国会で決まるとしますので、実は最短距離が18年度ということですので少なくとも中長期の中にそこは入らないといけません。

今のは18年度も含めたという意味で、18年度だけを切り出して資源配分方針というものを6月に決めますので、そこに何らかの反映が当然なされてしかるべきなのですが、もう一つは知的財産の推進計画2005というものを5月末か6月に出しますので、それはまさに待たなしの課題も含めて入れていただくということで、その辺は後で整理をする必要があると思います。

ですから、まさに中長期のものと、18年度も含めて、あるいは推進計画の改訂版も含めていろいろな面から御発言していただいた方が私はいいと思いますが、事務局はそういう整理でどうですか。

事務局 そのとおりで結構でございます。資料のつくりとしましては、推進計画2005とか短期的なものも、中長期と重複しているものについて同じように計上してござい

すので、そちらの方に全部盛り込んであるという予定でございます。

委員 今のこととかなりオーバーラップすると思うのですが、会社だと経営をどう戦略立て、それに向けてR & Dをどういうふうに仕込んで、ある焦点を当てたものについて知財をどういうふうにやっていきましょうかと通常は考えるわけです。

それで、今日のこのタイトルを拝見しますと、科学技術政策における今後の知的財産戦略なので、多分科学技術政策のあるところにこういう知的財産の戦略を立てたらよい、そのために制度的にこういうものが欠けているからこうした方がいいのではないかという話になる感じがします。これをぱっと平板で見ると割と知的財産そのものの話になっていて、これをやると科学技術政策がどのように効率的に進むとか、最終的な出口としての産業化という意味でどのような評価につながるかという辺りの話が余りなくて、今までやられている議論を並べ換えたような要素もあるので、もう少し科学技術政策との関係において整理した議論をしていただくとわかりやすいかと思います。

会長 議論は是非していただきたいと思いますが、ここは総合科学技術会議の専門調査会ですから、科学技術政策に密接に関わる部分にできるだけポイントを当てていただきたいというのが我々の希望でもあります。そういう意識で御発言いただくという程度にしていただいて、あとは具体的に整理をした段階ではそこはきちんとリンクしていかないと科学技術政策との調和が取れませんので、事務局ともどもそこは努力していきたいと思えます。御発言は多少はみ出してもいいです。ただ、おっしゃったことの視点を頭の隅に置いていただけると私はありがたいと思えます。

委員 大学の現場の声を極力ここに反映させていきたいと思っておりますが、医学部の先生のところに伺って実際に聞いてきた内容なのですが、69条の問題で研究というものをどうとらえるかは非常に難しいのではないかと考えております。

というのは、大学の現場で、大学の基礎研究、ライフサイエンスの基礎研究という側面もあるのですけれども、大学病院などがあるところでは研究と診断というものが、遺伝子診断みたいなケースですと、研究にもなりますし、ある側面では診断、サービスというような側面もあります。そこをどうとらえるかは非常に難しい問題ではないかと思っております。一方で特許法は医療行為に関しては特許権を付与しておりませんので、そこは医師の行為というものは確保されているとは思いますが、遺伝子を診断する行為に関しては一応特許になる場合があります。遺伝子を取ってきて、その配列を同定するような診断方法ですと、特許権は付与されるわけです。そうすると、現場でも実際にこれは恐らく出願をされているだろう、こういう遺伝子を出願されていて、診断方法としても出願されているだろうというものが多数ある中で、やはり医療を行う上ではそういう診断もしていかなければいけないという現場の声があります。ですので、69条の話と少しずれるかもしれませんが

せんが、医師が診断しなくてはいけないという行為を研究ととらえるのか、医療行為の一つとして効力が及ばない範囲としてとらえるのかという議論も是非含めていただければと思います。

会長 この辺りも難しいところですが、69条の議論は別のグループで深掘りをしていただいて、いずれここへ上げていただくので、今のお話はとりあえず取り次いでいただき、後で上がってきたときにまたご覧いただくことにします。医療関連特許はものすごく難しいところがありますが、是非いろいろな観点から見た方がいいと思います。ありがとうございました。

委員 6の「知的財産の保護強化」の中で、一部継続出願とか、そういう制度的な導入の話があったかと思います。新規性喪失の例外という特許法30条というものに関して、私も大学の研究者の知財を扱う身としては、日本ではあくまでも例外という位置付けでとらえておりますが、アメリカですとグレース・ピリオドと言って1年間であればどんな行為をしても新規性を喪失しないということは原則的な取扱いとしてとらえられております。それが日本では例外的な取扱いになっておりますので、非常に手続きが繁雑といえますか、例外の適用を受けるためには必要な書類をたくさん集めなくてはいけないということがあります。それが最近では形式的になっているような感を受けるのです。大学の学会とかで発表しますと、実際に座長の先生からサインをもらったりということはあるのですが、本当に中身と対応してサインをいただいているのかどうかは疑問を感じているところもあります。

そういう意味で、日本でも例外というものが形骸的になっているのであれば、原則論として取り扱った方がいいのではないかと考えております。その辺も御検討いただければと思います。

会長 では、その点は一応事務局で預かります。

委員 私は本来的に知的財産というのは特許とイコールではなくてもっと幅広い概念だと思います。特に6と、9の「知的財産の戦略的活用の支援」の中で、例えば中小企業の知的財産を活用するという話が出ていて、それは是非進めるべきです。従来型の中小企業というのは必ずしも特許技術だけをベースにしているというよりは、場合によってはそのノウハウであるとか、そういったものを競争力にして活動している場合が多いということですので、私自身も回答があるわけではないのですが、一つの検討課題として特許を頂点にした幅広い知的財産、ノウハウ等、そういったものをトータルとして保護したり、強化したり、活用していくという視点を是非盛り込んでいただきたいと思います。

それで、これは中小企業だけの問題ではなくて大企業でも最近では技術のブラックボックス



ス化というようなことで、それなりに知的財産イコール特許という考え方だけでは保護できないものについて独自の方策をとっているところも随分出てきていると思いますので、そういうものを国としてどうとらえるかということは一つの検討課題ではないかと思いません。

会長 ありがとうございます。加えて申し上げれば、御案内のように特許の範囲も対象も変わってくる可能性がかなりありますので、余り限定的にとらえておかない方がいいのはおっしゃるとおりだろうと思います。

それでは、今日いろいろな御意見をちょうだいしましたので、それらを踏まえて修正版をつくってまた御検討いただくということに今日はさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。議題2「大学等における知的財産権の積極的活用等について」ということの御審議であります。

前回は文部科学省、経済産業省、特許庁から説明をいただいたわけですが、引き続き関係府省の取り組み状況について説明をいただきまして、後で御議論を賜るということにしたいと思います。

最初に総務省から5分程度でよろしくをお願いします。

総務省（資料2に沿って説明）

会長 ありがとうございます。続きまして、厚生労働省からお願いします。

厚生労働省（資料3に沿って説明）

会長 ありがとうございます。続きまして、農林水産省からお願いします。

農林水産省（資料4に沿って説明）

会長 ありがとうございます。

それでは、次に大学等における知的財産権の積極的活用について、委員の皆様からいただきました意見のうち本調査会で検討すべき事項と、それらに対する各省の取り組みについて整理をさせていただいたものがございます。資料5ですが、これについて事務局から簡単に説明してもらいます。

事務局（資料5に沿って説明）

会長 ありがとうございます。今の資料5に取り組み状況ということで各省の回答が寄せられておりますので、そのポイントについて各省から説明をお願いしたいと思います。大変恐縮ですが、3分くらいでお願いしたいと思います。まず、文科省からお願いします。

文部科学省（資料5 文部科学省取組について説明）

会長 ありがとうございます。それでは、経済産業省をお願いします。

経済産業省（資料5 経済産業省取組について説明）

会長 最後に、特許庁をお願いします。

特許庁（資料5 特許庁取組について説明）

会長 ありがとうございます。もう少しお話を伺いたいと思います。森下委員から大学ベンチャーにおける知的財産の円滑な活用ということで、御説明いただければと思います。お願いいたします。

委員（資料7に沿って説明）

会長 ありがとうございます。

それでは、御討論いただきたいと思いますが、荒井専門委員から資料6をちょうだいしていますので、この御説明を最初にいただきたいと思いますが、本日は時間の進行上、先ほどの資料5のと、つまり「大学等における知的財産権の積極的活用」と「大学発ベンチャーにおける知的財産の円滑な活用」に絞っていただきたいと思います。人材とか地域はこの次をお願いしたいと思いますので、その点を若干踏まえていただくとありがたいと思います。では、どうぞ。

委員 資料6は、知的財産戦略本部事務局に各方面から寄せられたものでございまして、大学に関するものについて御紹介させていただきます。

1ページの1が人材の関係、2が創造基盤、3番が積極的な活用体制、2ページの4が保護の適正化、3ページの5が戦略的活用、3ページの6が地域における活用支援、このような内容でございますので、是非参考にしてこちらで御検討いただければと思います。その関係で資料5の項目でございますが、とりあえずの課題としてもいろいろ出ていた知財学というのも項目としては追加していただいて次回にでも議論していただければいいのではないかと思いますので、要望いたします。以上です。

会長 内容は相当濃いのですが、説明はよろしいですか。

委員 内容は、それぞれについて各方面から非常に多くの意見が寄せられておりまして、四角の中に入っているのがまとめたものでございまして、その下の知財事務局に寄せられた意見例というものは具体的な項目として書いたものでございますので、項目の説明は省略させていただきます。

会長 ありがとうございます。それでは、以下、自由討論にさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように資料5の と にかかるところにつきまして、先ほどの各省の御説明あるいは委員の御発表も踏まえて御意見をいただければと思います。どなたでも結構でございます。

委員 本日は、大学発ベンチャーというところに重点を置いてお話をしたいと思います。

私は大学などの知財をやっているとして、知財の機関帰属化と利益相反マネジメント、そして大学発ベンチャーの支援というのは三位一体だと感じます。つまり、大学の知財の機関帰属化を進めるときに一番疑問を呈せられた先生方は、ベンチャーを考えられていた先生だったわけです。大学が知財を持つことによってベンチャーが知財活用できなくなるのではないかという警戒心を持たれていたということです。ですから、やはり大学が大学発ベンチャーにライセンスアウトするとき、特にその経済的な条件のライセンス料などはやはり大学発のベンチャーであるということを考慮に入れてかなり優遇的であるべきと思ったりしております。

ところが、それをやりますと、今度は利益相反マネジメントとの関係の問題が出てくるのです。つまり、何も大学発ベンチャーの優遇のルールがないところで、ライセンス料の優遇をやると、なぜ大学発ベンチャーにはその値段であって、ほかの企業に対してはどうかという議論が出てくる。あるいは、大学発ベンチャーが大学の施設とか、特に非常に特殊な研究資材などを活用して開発に近いところをやろうとすると、それは利益相反マネジメント上どうかという問題が出てきます。ここはやはりちゃんと大学の中で大学発ベンチャーの優遇措置を講じるということを正面からやることによって利益相反マネジメント上、問題が起きないようにするという取り組みが必要と思っております。

ちなみに、産総研ではベンチャー支援センターがAISTベンチャー認定制度というものを作りまして、ライセンス条件の優遇とか、施設や設備の活用などを認めている。やはり大学もこういう例が産総研などであるわけですから、積極的に制度として大学の中に入れていくという取り組みが必要なのではないかと思うわけです。それが機関帰属化と利益相反マネジメントにもいい影響を絶対に及ぼすだろうと私は思っております。

それから、ライセンスアウトをするときに、株式というのを出資しなければいけないわ

けです。大学が出資するのはなかなか厳しいということはあると思いますが、せめて大学や公的研究所がストックオプションを持って出資できる自由度を高めてほしい。

ところが、財務省が運営交付金の関係でストックオプションを持たせるということに関し、運営交付金を減らすという話がありますが、運営交付金の議論とリンクさせるのは全くおかしいわけです。これはまさにベンチャー支援としてやるわけですから、それとは切り離れた形でそういうストックオプションを大学や公的研究機関がライセンスをするときのある意味で優遇条件の一つの条件として持てるようにすると、ベンチャー側も現金で払う負担が非常に減るというメリットがありますので、これを是非運営交付金の減額などの議論とは全く切り離れた形でベンチャー支援としてするべきであるという形で位置付けていただきたいと思います。

委員 資料7の8ページの出願数の水増しの件ですが、これはそもそも制度として、いろいろなグラントの申請のときに申請件数などを書く欄がありまして、大学の先生方も極力出願してほしいという希望があって、内部TLOとか知財部でなかなかそこでノーが出せなくて出願数が増しているという傾向があるのではないかと考えております。グラントの申請のときに必ずしも出願数、出願だけで見るとはなくて、やはり市場性とライセンス実績とか、そういう段階で見ただけならば、内部TLOとか知財部とかが市場性を踏まえた形で出願をするか、しないかというジャッジができるのではないかと考えています。そういう判断をすることによって出願数が下げられて、結局ベンチャーなどに持っていくときの費用を出してほしいという件数が減っていくのではないかと考えております。

もう一点は大学の株式取得ですが、私の認識ではライセンスの対価として大学が株式を取得できないのではないかと考えています。出資できる先が限定されていて、たしかTLOとか、そういうところにしか出資ができないとなっているかと思っています。大学がライセンスの対価として株式取得をできるようにするためにはそれなりの規制を緩和することが必要になってくるのではないかと考えています。

会長 今の事実関係だけお願いします。

文部科学省 ただいまの点につきまして、確かに出資ということで経営参画という観点から国立大学法人が経営に参画する部分については承認TLOということで制度的に限定がかかっているところですが、この問題については昨年度この委員会でも御審議をいただいて、いわゆるライセンスアウトの対価として株式を取得することについては一定のルールの下で容認するよという方向性が出され、今、政府内部で検討をしています。最終の結論ではございませんが、その部分は一定のルールの下、可能になるように鋭意調整しているところですので、確定しましたらこの場でも御報告をさせていただきたいと思っております。

会長 もう一つの運営費交付金についてはいかがですか。

文部科学省 それもそこのセットですが、外部資金獲得と運営費交付金はリンクをさせないという制度にしていますので、そこは若干誤解もあるかと思っております。

会長 いろいろな誤解があるのも事実なので、もう少しきちんと我々としてもメッセージを出していく必要がありますね。

それでは少し発言させていただきたいと思いますが、委員がおっしゃったことはどこの大学でも多分御苦労されているところだと思います。東大はうまく知恵を出している方だろうと思います。国がやるべきことと、各大学がやることとありますが、各大学が知恵を出してやっていただくことで、余り大学間の差が大きくなりますと人事の流動性に影響したりしますので、そういうものはガイドラインを出していく必要がある。そういうことを整理して御議論いただくのが私はいいいのではないかと思っております。

しかし、まさに各大学で御苦労されていることを委員は的確に御指摘をされたのだと思います。ほかにいかがでしょうか。

委員 余り法律面には詳しくないのですが、先ほど委員がサマライズした機関帰属と利益相反マネジメントと大学発ベンチャーという連立方程式で解かなければならないというのは全くそうだと思うのですが、これは、解は当然あるという見通しの下で法律の御専門の立場から言われているわけですね。あるいは、逆に決定的なオブスタクルがあるとか、そういうことがあるのかどうか。その辺の見通しはいかがでしょう。

委員 やはり大学発ベンチャー支援という位置付けを大学の中できちんとやらないでいて、機関帰属化と利益相反マネジメントの議論だけをやると、ある意味で研究者の方からネガティブな反応が出るという意味なんです。だから、三位一体だと申し上げたのは、ここで大学発ベンチャーの支援制度というものを大学が重要なものとして大学の中で位置付ければこの3つが非常によくリンクするかなという意味で、その意味では解はあるという趣旨です。

会長 お2人の御意見を伺っていていかがですか。

委員 今お話がありましたように、文部科学省のされていることがほとんど、特に出資に関しては大学サイドに情報が伝わってきていないのです。これはまだ正式ではないということもあると思うのですが、正式に決まりましたら是非その実例をいろいろな大学に出していただくことが必要なのではないか。

最近、法人化してから大学の現状としては以前以上に横並び意識が強くなっていて、いかに最初のところで走らないかということが多くの大学の実例ではないか。かなり護送船団がばらばらになって、大多数はどちらかという護送船団の中へ、中へ入ろうとしている節がありますので、是非その辺は施策的に少し変えていただく必要があるのではないかと。特にストックオプションなり出資、どちらでも結構だと思いますが、そういう試みが一番現状として効いてくると思います。そういった意味では、是非実情を理解していただいて、早い段階で大学の中のそういう実例を出していただくことが重要ではないかと思えます。

それから、出願数の水増しです。これは今、委員が言われたことも1つあるのですが、もう一つは、研究者も数を増やしたい、大学も数を増やしたいと両方の思惑が一致する。結果として、出したものを全部大学の機関所属にしてとりあえずスポンサーを付けてしまえば数は増えるだろう。多くの研究室と共同研究をしているところはどこか引き取るところがあるだろうという名目で、最初から引き取り手があるかないかということを中心に露骨に聞いてくるわけです。

その中で實際上、ひも付きのものをたくさん出して行って、とりあえず出願件数だけを増やそうと、本来のこの制度の趣旨とはかなり異なっていると思うのですが、どうしても出願のお金が現状は余りありませんので、ともかくひも付きのものはできるだけ外に出して行って、安い値段でもいいから移転をした形をつくって実例を増やしていこうとします。

そういうケースが本当にいいのかどうか、私個人としては余りそこで水増しをすることは意味がないと思っているのですが、実情としてそういうことは非常に増えてきているので、もう少し出願費用も増やすとともに実際の内容を精査して、外部評価をきっちりしていかないと、数だけで帳尻合わせをしてしまうことになるのではないかと趣旨で書いています。若干誤解を招く表現なので問題があるかと思っておりますが、実情としては両面があるのだと思えます。

会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。今、文科省を含めて要望がありましたが、先ほど文科省の説明にありましたように、この専門調査会としては株式取得をできるようにしようと決めたのですが、それを具体的に我々が決めたからすぐ実行とはならないので、そこは今、文科省で苦勞をしてもらっているわけです。

我々が決めたことは、これは総理のところ決めてオープンになっているのですが、どうして各大学には伝わらないのでしょうか。総合科学技術会議は天下の公知だからと言って当然だれでも知っていると思ってしまうところもあるのでしょうか。

これはもう少し積極的な手を打った方がよさそうですので、事務局でも考えてもらうことにいたします。大学からいろいろな声が出てくることは、文科省が仕事をするときの応援になると思います。文科省が一人でやっているよりはその方がはるかにいいと思いますので、なるべく知っていただく方がいいのではないかと思います。

それでは、少し時間がありますので、委員に先ほどの資料6の説明をもう少し詳しくしていただきます。

委員（資料6に沿って説明）

会長 ありがとうございます。御質問がありましたらどうぞ。

委員 3の「大学等における知的財産の積極的活用の体制を整備する」ですが、結局大学の知的財産権をうまく使う、積極的に使うということは産業界が利用するか、しないかだと思います。そういう意味から考えますと、昨年度、不実施補償であるとか、いろいろな問題が起こりましたが、産業界がどういうふうによくマッチングできるか、それから産業分野によってどういう契約にするか、こういうことについてやらないと、結局産業界はアメリカやヨーロッパと共同研究してしまう。そちらの方には巨額な資金が流れております。弊社の場合も非常に恥ずかしいのですが、外にたくさん流れています。

そういうことで、大学における積極的活用がうまくいくか、いかないかというのは産業界といかにうまくいくか、いかないかということですから、こういう制度設計を考えるときにやはり産業界の、場合によっては各分野毎にどういうことを要望しているのか、あるいはアメリカ、ヨーロッパ等ではどういうフレキシブルな契約をしているのかということに是非考えていただきたい。これが1点でございます。

もう一つは1ですが、どうも私が疑問に思うのは技術と法律の両方わかる専門人材をつくるということですが、もともと知財というのは商標とか、そういうものを除いて技術に根差しているかと思うのです。アメリカ等のパテントアトニーにしてもすべて技術がバックグラウンドになっていたと思います。それで、先ほど文科省のお話で、3割程度はほかの分野から取りたいという一応の基準は出されておりますが、結局司法試験に通るといような予備校的なことを考えてしまうと、どうしても文系になってしまうだろう。そうであれば、その辺の試験制度と、例えばパテントアトニーみたいに知財に対する弁護士、専門人材を育成するのであれば、違ったような教育の仕方、違ったような考え方を持ってきてもいいのではないかと考えております。これを法科大学院という名前だから文系に置くというのも逆に弁護士をつくる予備校になってしまうのではないかという気がしないでもございません。以上でございます。

会長 法科大学院の根幹に触れるところですが、ありがとうございます。ほかに御質問でも何でもどうぞ。

委員 2点ございます。知的財産の専門人材という場合、法律と技術のわかる専門人材という言い方をされるのが常ですが、実際には経済を理解していないと何もできないとい

うことがあります。ですから、法科大学院と言っても経済に関することをかなり教えていただけるようなシステムにしないと、理系の方が法科大学院に入っても結局は紛争の後処理をする知財の専門家ができるだけであって、知財の活用という面ではなかなかうまくいかないのではないかとこの危惧を持っております。従いまして、法科大学院の科目にも経済を重視するような項目を入れていただけるとありがたいと思います。

逆に法学部の中で技術がわかる人を育てるというのも、あるいは経済学部の中で技術がわかる人を育てるというのもこれから必要ではないかと思っております。実社会を眺めてみますと、企業の経営者には、理工系出身者よりも文系出身者が多いと思っております。その文系出身者の経営者の知的財産に関する認識をいかに早く直していくかということも必要ではないかと思っております。また、先日のソフトの特許侵害の問題もそうですが、特許権侵害の問題が起きてきますと、弱者の方に負担する一般市民が非常に多くて、権利を持っている方が叩かれるという傾向がありますので、そこら辺を改める教育をどこかでやる必要があるかと思っております。

それからもう一点は、大学の知財本部に企業からライセンスに非常に経験のある人が入ってこられますと、その大学は非常に活性化してきています。ところが、出願に特化した専門家の知財部員が入られた大学はどうしても出願実績に熱が入ってしまって、権利を取るのを目的として、“企業が買ってくれる権利”をという考えが少なくなりがちです。

例えば、私は、新規性喪失の例外適用を受けたような特許出願は、例外適用の規定を有しない国では権利が取得できない、すなわち企業が外国で有効に使えない権利になりますから、日本で権利取得しても企業には売れませんよという説明もするのですが、その辺のことを広く御説明していただける方が少ないのが実情です。ライセンス交渉できる特許権とはどのようなものかということとライセンス交渉能力を大学知財本部員に教育できるように大学知財本部にかかわる企業の知財部のOBに対する教育をどこかでできる組織ができないかと考えております。以上でございます。

委員 先ほどのロースクールの件ですが、やはりポスドクを何とかそちらの方向に持って行くためのグラントを絶対つくらなければいけないのではないかと。ポスドク1万人計画はいいのですが、今、海外へ出ているポスドク組があと1、2年のうちに帰ってきますと大量浪人が出かねない。しかも、高齢ポスドクも生まれつつありますので、彼らに対して新しいキャリアパスを示すことは、1万人計画をした以上ある程度は必要なのではないかと。その中でロースクールなり弁理士なりの道というものを、奨学金を含めた形で流すキャリアというものを明示しないと、さばき切れないのではないかと考えています。そういう意味では、是非そういう制度を考える時期がきたのではないかと考えています。

会長 ありがとうございます。ポスドクの知財専門人材への活用については知的財産戦略本部の方だったでしょうか、私も御一緒に提案させていただきました。まだ中身は



必ずしも明確ではありませんが、ポスドクでそういう世界に興味のある方は大いに働いていただきたいという提案はしております。

いずれにしても法科大学院は動き始めましたので、法科大学院に対していろいろ要望していくという一方では必要です。しかし、今の御意見をいろいろ伺っていると、どうもそれだけでは不十分で別の道もつくらなければいけないということだろうと思います。その辺はこれまでも幾つかの提案はしましたが、もう少し整理をした提案をするというのも一つの方法だろうと思います。

委員 法科大学院の議論で、大学の法学部というのは従来、訴訟法系、公法、民事法、刑事法というものが教育の上で重要な法分野ということになっておりまして、非常に社会的に大事な知財法とか独禁法とか租税法とかという法分野は周辺法分野です。

司法試験科目は、公法分野、民事法分野、刑事法分野、その他の専門科目となっています。やはり知財関係で活躍するには公法は知っておいた方がいいでしょう。例えば、特許審決の取り消しとかいろいろございます。それから民事法はもちろん必要ですし、知財法も必要なのですが、例えば刑事法は絶対に試験に合格しなければいけないのだろうか。

それで、現実に法科大学院で教えている弁護士などの話を聞くと、法学部ではないところから来られる方に対する教育はすごく大変で、なぜかという、現行の司法試験に受かるレベルに持っていくためには、例えば刑事法とかのレベルも引き上げなければいけない。

先ほど知財学という話で、経済的な分野とか技術的な分野とかも含めた融合的な分野ではないかということも含め、その辺の法学周辺の融合的な履修の仕方といいますか、その中で知財法というものをもっと中心に位置付けるような形の再編が必要ではないか、つまり従来の法学部の先生だけの議論に任せておかない方がいいのかもしれないと思います。

会長 多分、この席では賛成される方は結構いるのではないかと思います。今日は人材関連をやらなかったということだったのですが、内容が人材にどんどん入ってきまして、この議論を次回につなげるようにさせていただければと思います。

是非活発な御意見をこの次も続けてお願いするということにさせていただきます。今後の予定につきまして、事務局から説明してください。

事務局 次回は3月16日水曜日16時から18時を予定しております。別途御案内をさせていただきます。また、追加の御意見等がございましたらそれについても御案内を差し上げますのでよろしくお願いたします。

会長 資料8に前回議事録がございます。これは既に皆様の御確認をいただいていると聞いておりますので、よろしければ御承認をいただいて本日の会議資料の中で公開という取扱いにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり。)

それでは、そうさせていただきます。本日は、お忙しいところありがとうございました。